

消費者被害注意報

SNSでの投資詐欺に騙されないで！



【事例1】 SNS上で著名人を名乗る投資話の勧誘

SNS 広告の有名経済評論家の投資体験談に惹かれ、メッセージアプリに登録すると、アシスタントを名乗る人から投資話が届いた。有名な評論家なら信用できると思い 100 万円振り込むと、次々に投資を勧められ、総額 1,500 万円を振り込んだが出金できない。

【事例2】 ロマンズ詐欺

マッチングアプリで出会い、恋愛感情を持った相手から、「ふたりの将来のため」と勧誘され、紹介された投資サイトへ投資した。出金しようとしたところ、保証金を要求され、マッチングの相手に相談したところ、連絡が途切れ、投資サイトとも連絡できなくなった。

【事例3】 SNS 上の投資グループ内で勧誘される詐欺的な FX 取引

SNS 上の投資グループに参加し、FX取引を始めた。グループ内での指示どおり、指定された個人口座に振り込んだ。サイト上で利益が出たかのように表示されたので出金しようとしたが、出金できない。

消費者トラブル防止のために

- 「必ずもうかる」「あなただけ」といった文言は、まず疑いましょう。
- SNS 上で出会った相手からお金の話が出たら、注意しましょう。
- 振込先に個人名義の口座を指定された場合は、詐欺です。
- FX 取引を行う場合は、必ず金融庁の HP で金融商品取引業の登録の有無を確認しましょう。
- 取引画面では利益が出ているように見えても、画面自体が架空であり、実際の取引は行われていない場合があるので注意が必要です。
- **いったん振込してしまうと、被害の回復が困難です。**安易に資金を振り込むことはやめましょう！



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く